

労働保険の成立手続

成立手続等の方法

保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署または公共職業安定所に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付することとなります。

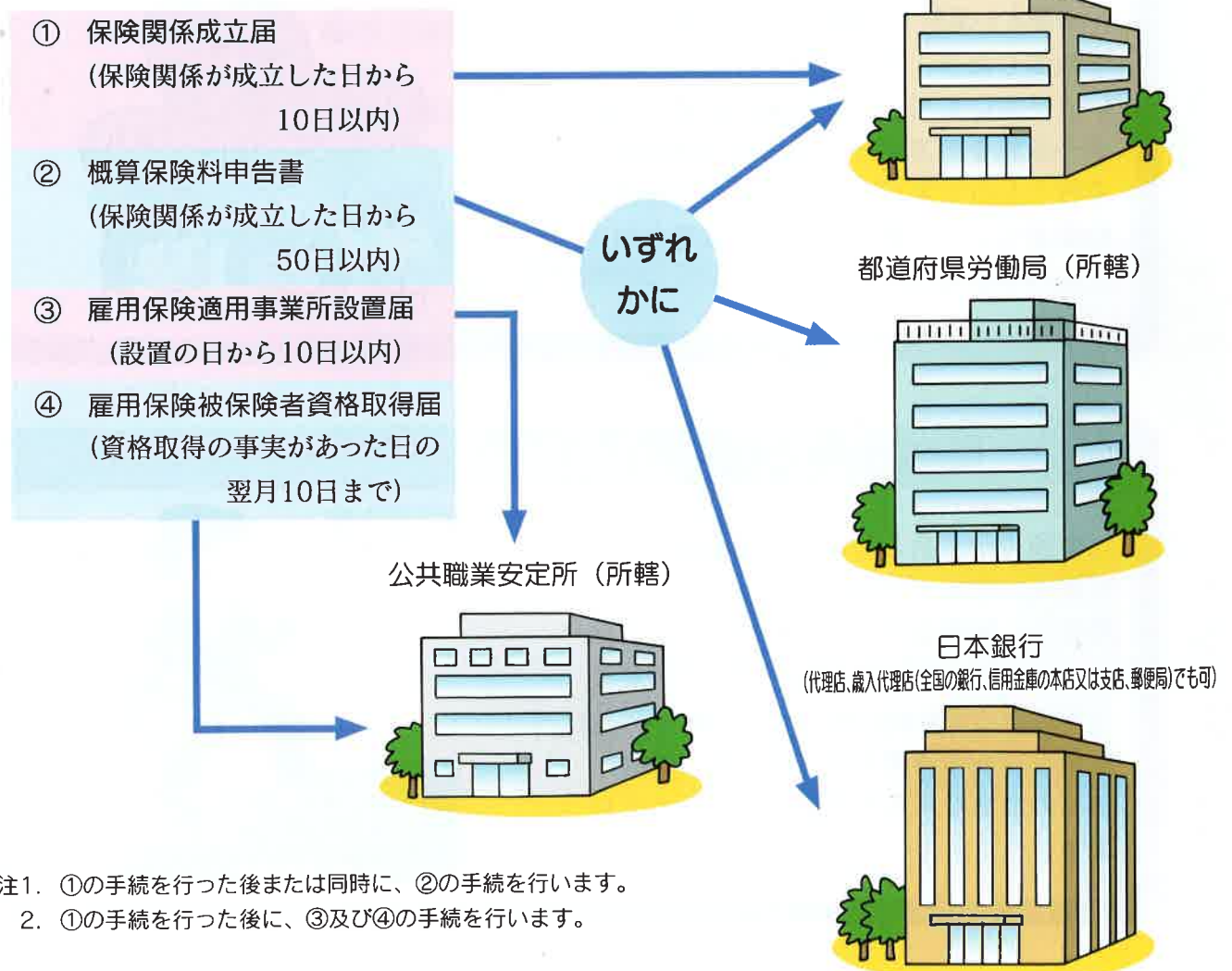
（保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については、p23～p24参照）

雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届（p25参照）及び雇用保険被保険者資格取得届（p26参照）を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。

一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。



- 注1. ①の手続を行った後または同時に、②の手続を行います。
2. ①の手続を行った後に、③及び④の手続を行います。

II 二元適用事業の場合

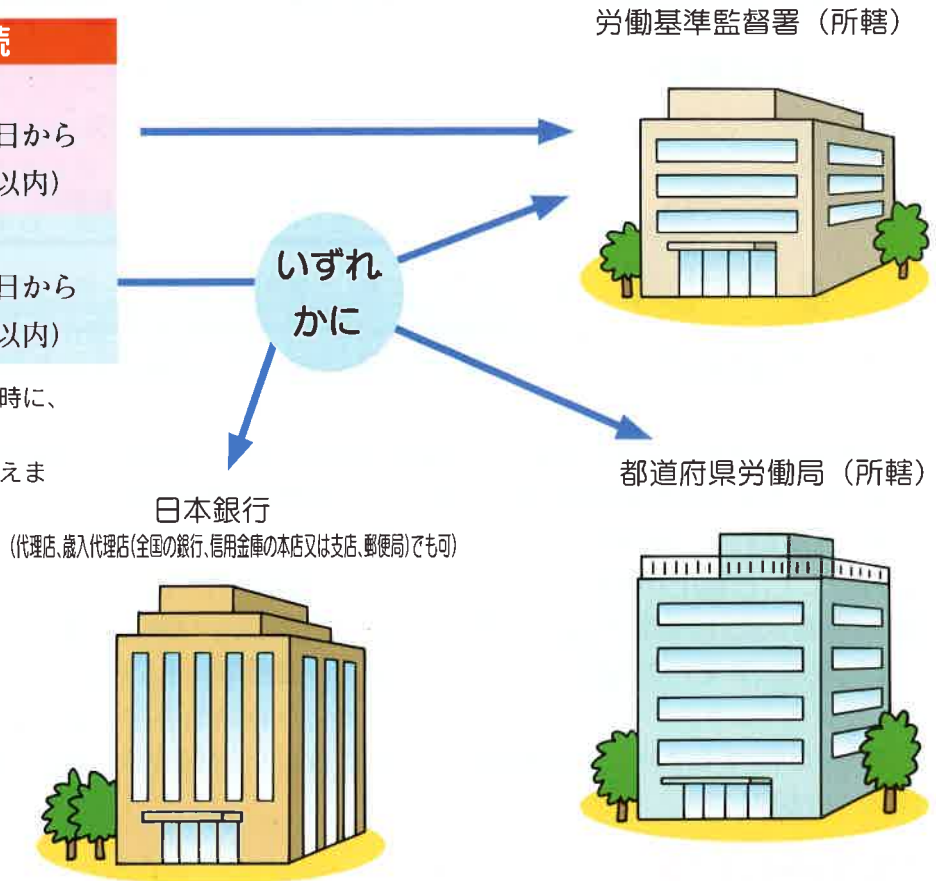
※二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々に)に行う事業です。

一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

1. 労災保険に係る手続

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日から10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日から50日以内)

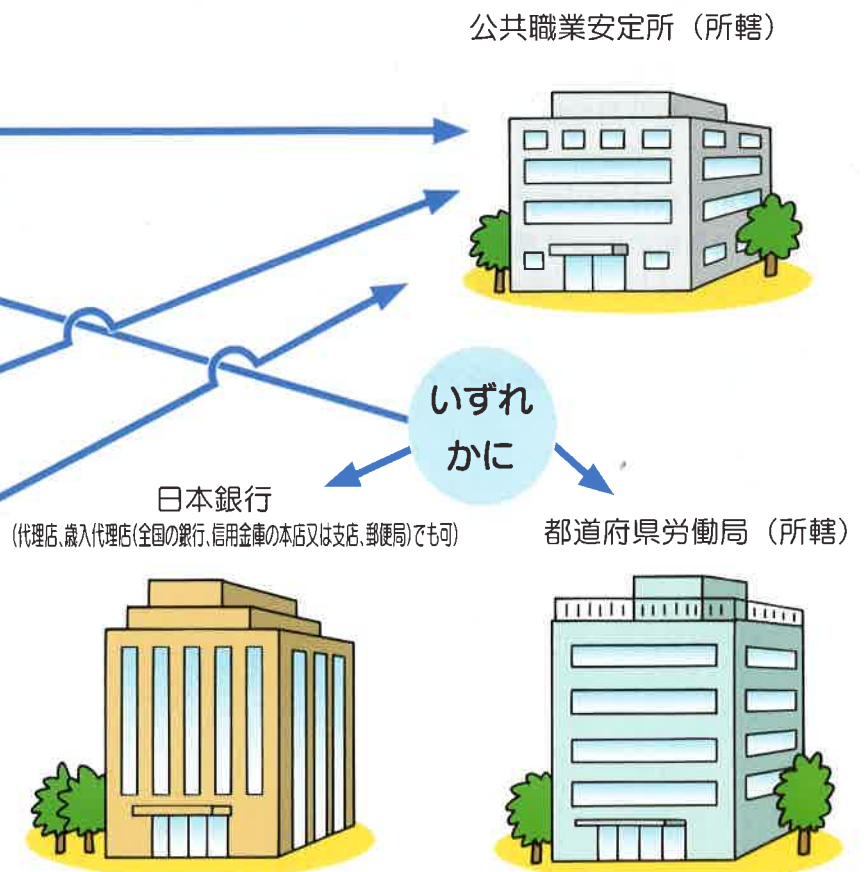
注. ①の手続を行った後または同時に、②の手続を行います。
公共職業安定所では手続を行えません。



2. 雇用保険に係る手続

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日から10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日から50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届
(設置の日から10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届
(資格取得の事実があった日の翌月10日まで)

注. ①の手続を行った後または同時に、②～④の手続を行います。
②の手続は公共職業安定所では行えません。



労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主の皆さまには、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを、「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局及び金融機関で手続を行っていただくこととなります。

(注) 公共職業安定所では申告・納付を取扱っておりませんのでご注意ください。

労働保険料の延納(分割納付)

概算保険料額が40万円(労災保険または雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合または労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、原則として、下記のとおり労働保険料の納付を3回に延納(分割納付)することができます。

ただし、一般拠出金(p20~21参照)については、延納(分割納付)することができません。

	3回分割			6/1~9/30までに成立した事業場	
	第1期(初期)	第2期	第3期	第1期(初期)	第2期
期間	4.1~7.31	8.1~11.30	12.1~3.31	成立した日 ~11.30	12.1~3.31
納期限	7月11日	10月31日	翌年1月31日	成立した日 から50日	翌年1月31日

◎労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

◎継続事業で10月1日以降に成立した事業については、分割納付が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくこととなります。

◎有期事業については、事業の全期間が6ヵ月を超え、かつ概算保険料の額が75万円以上のものはおおむね上記に準じた方法で分割納付が認められます。

◎年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。